

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、公正な競争を通じた付加価値の創出により、ステークホルダーの皆様を経済的な利益をもたらすだけでなく、社会から広く信頼され、皆様に誇りを感じていただける企業グループを目指してまいります。そのため、当社グループではコーポレート・ガバナンスの継続的な強化を経営上の重要課題の一つと位置付け、その充実に邁進してまいります。具体的には、会社法の規定に基づき定めている「業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）」を適切に運用するとともに、東京証券取引所の規定する「コーポレートガバナンス・コード」に則り、コーポレートガバナンスを継続強化することを基本方針として、取り組んでいます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て遵守・実施する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

以下、2021年6月改訂のコーポレートガバナンス・コードに基づいて記載しています。

【原則1－4. 政策保有株式】

(1) 政策保有株式の保有方針

原則として、政策保有目的で株式を保有しないこととしております。

ただし、当社の中長期的な成長・企業価値の向上を目的として業務提携・共同研究開発等の戦略的パートナーの株式を例外的に保有することがあります。

政策保有株式の保有適否判断にあたっては、定期的に個別銘柄毎の保有理由を確認し、戦略上の保有目的への該当有無の検証を行っています。

その検証結果及び売却の計画・進捗状況を取締役会にて報告しています。保有の妥当性が認められないと判断した株式については、市場への影響等を考慮し売却・縮減を進めます。

(2) 政策保有株式の議決権行使基準

当社は、政策保有株式の議決権行使については、当社の保有目的に沿って判断し、行使いたします。当社の保有目的に反すると思われる議案については、外部機関の当該議案に対する評価を参考にして、適切に評価・判断いたします。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は、取締役との利益相反取引については、取締役会で承認・報告を要するよう規定し実施しております。

また、主要な株主を含む取引先との商品の販売、材料等の購入においては、公正で透明かつ自由な競争ならびに適正な取引を行うことを、「NOKグループ企業行動憲章」の「企業行動原則」に定め、取引を行っております。「NOKグループ企業行動憲章」および「企業行動原則」は、本報告書の「IV. 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載しておりますので、ご参照ください。

【原則2－4. 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保】

補充原則2－4－1

以下、当社の完全子会社であるNOK株式会社（以下、「NOK」といいます）の取り組みについて記載しますが、今後、当社グループ共通の方針・目標等を策定してまいります。

【NOK】

<多様性の確保についての考え方、多様性の確保の状況、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針とその状況>

NOKの中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方、多様性の確保の状況、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針とその状況については、NOK発行の「ESGデータブック」及び「統合報告書」に掲載しております。

<多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標>

(1) 女性の管理職への登用

女性の管理職比率を2028年までに5.0%（2026年4月時点 3.8%）とすることを目標に、女性の積極的な登用、自律的なキャリア形成支援、働きやすい環境整備に取り組んでいます。

(2) 外国人・中途採用者の管理職登用

NOKでは国籍や採用形態を問わず育成・昇格を行っており、外国人・中途採用者という枠組みでの定量的な目標設定は行っておらず、ポジションにおいて発揮することが期待される能力を備えた人材を適切に登用しています。

【原則2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金は、基金を設立のうえ、資産の運用を行う予定です。資産の運用にあたっては、従業員の資産形成の側面並びに当社自身の財政面にも影響を与えることを踏まえて、運用機関に対するモニタリングを定期的に行うとともに、基金に配置する人材に関しても運用にあたる適切な人材を計画的に登用・配置するなど適正に対応してまいります。

具体的な運営にあたっては会社と加入者の代表者で構成する代議員会・理事会・資産運用委員会で重要案件の機関決定を行い、その結果についてホームページを通じて開示していくことを予定しております。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(1) 経営理念・経営戦略・経営計画

当社は、経営理念等を「NOKグループ企業行動憲章」及び「パーパス・バリュー」に定めております。グローバルの全社員が共通の価値観を持つ「Global One NOK」として、社会に有用な価値の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指します。また、当社は中・長期的な経営計画として「中期経営計画」を策定いたします。「NOKグループ企業行動憲章」は「IV. 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に、「パーパス・バリュー」は当社ホームページに記載しております。また、「中期経営計画」は今後決算説明資料等に記載することを予定しております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針

「I. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役の報酬方針・手続

「II. 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4) 取締役候補者の指名・解任方針・手続

「II. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しておりますので、ご参照ください。

(5) 個々の指名・解任についての説明

現在の取締役の指名については、個人別の経歴・選任理由について、NOKおよびイーグル工業株式会社（以下、「イーグル工業」といい、NOKと併せて「両社」といいます）の「株主総会招集ご通知」に記載しており、今後についても当社の「株主総会招集ご通知」に記載を行うことを予定しております。

また、取締役の解任についても、発生した場合は解任理由を「株主総会招集ご通知」に記載いたします。

補充原則3-1-3

－サステナビリティに関する取り組み等について－

以下、当社の完全子会社である両社の取り組みについて記載しますが、今後当社グループ共通の方針を策定してまいります。

[NOK]

NOKは、「NOKグループ サステナビリティ基本方針」に則った取り組みを推進しており、その状況につきましては、NOK発行の「有価証券報告書」に開示しております。

NOKは、NOKグループのサステナビリティに関する議論を行い、方針・意思決定する組織として、「サステナビリティ委員会」を設置しています。サステナビリティ委員会は、委員長をグループCEO、委員をグループCFO、他経営層で構成され、サステナビリティ施策推進に関する議論及び方針・意思決定の他、経営の根幹にかかわる重要事項を議論、経営層での共有、更には審議をし、取締役会に提案・報告を行っています。

[イーグル工業]

イーグル工業のサステナビリティの取組みについては、経営理念を基本として、各年度の活動を中心にCorporate Reportにて開示しております。

－人的資本及び知的財産への投資等について－

以下、当社の完全子会社である両社の取り組みについて記載しますが、今後当社グループ共通の方針を策定してまいります。

[NOK]

人的資本への投資に関し、NOKは「愛情と信頼に基づく人間尊重経営」を経営理念とし、従業員が安心して生き生きと働くことができる職場づくりに取り組んでいます。2023年度からの中期経営計画期間中には、「多様な人財を活かす基盤の構築」に取り組まれました。重点取り組み項目として、一人ひとりが主体性やチャレンジ意欲を持ち会社への貢献と自身の成長を実感できることなどを柱とする新人事制度導入、それぞれの人材の資質・能力に応じた公平な育成機会を提供するなどの人材育成への投資、多様な人材が能力を発揮できる制度や組織風土への変革を行うためのDE&Iへの取り組みを推進しております。

人的資本に関する取り組みの詳細はNOK発行の「有価証券報告書」をご参照ください。

知的財産への投資に関しては、シール事業、電子部品事業等、事業に貢献する知的財産の獲得及び有効活用を図るとともに、自社ブランドの保護を目的として「模倣対策委員会」を設置し、海外での模倣対策を進めております。

人的資本や知的財産への投資等の詳細につきましては、NOK発行の「統合報告書」をご参照ください。

[イーグル工業]

人的資本に関しては「人権・労働慣行への取り組み」に基本的な考え方、各取り組みを記載しております。

知的財産への投資に関しては、グローバルに展開される回転装置軸封部品のソリューションプロバイダーとしての責務を果たすべく、主に、トライボロジー・材料技術・流体力学をベースとして、各種解析技術を駆使してシール技術に必要な専門分野に特化した研究開発活動を中心に、イーグル工業が培ってきた独自技術の深化に努めるべく取り組みを進めています。

なお、持続可能な社会の実現とその一環としての気候変動への対応が各企業において急務となっておりますが、TCFD提言に沿った取り組みとして、気候変動が当社事業に及ぼす「リスク」と「機会」を特定し、カーボンニュートラルを考慮した事業活動の整備と、かねてより推進している次世代自動車・次世代エネルギー市場をターゲットとした「環境・省エネに資する次世代独自技術商品」の開発を今まで以上に加速して取り組んでおります。

詳細についてはイーグル工業HPIに掲載しておりますCorporate Report2026を参照ください。

[原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)]

補充原則4-1-1

本報告書の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」に記載しておりますので、ご参照ください。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

本報告書「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しておりますので、ご参照ください。

[原則4-10. 任意の仕組みの活用]

補充原則4-10-1

指名・報酬に関する客観性・透明性を更に向上させるため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置予定です。指名・報酬諮問委員会は、委員長及び構成員の過半数を独立社外取締役とし、後継者計画を含む指名・報酬等の特に重要な事項について、多様性やスキル

の観点を含め、定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行ってまいります。

〔原則4-11. 取締役会の実効性確保のための前提条件〕

補充原則4-11-1

取締役会において経営戦略に照らして必要な知識・経験・能力等の考え方を定め、それを一覧化したスキル・マトリックスを作成し、株主総会資料にて開示予定です。また、当社では独立社外取締役を3分の1以上選任する方針とし、当社の独立社外取締役は、他社での経営経験を有する者を含む予定です。さらに、当社取締役については年齢、性別、知識、経験、国際性等、様々なバックグラウンドを持つ人材を候補者として指名し、取締役会構成の多様性に配慮してまいります。

取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方並びに取締役の選任に関する方針等については、本報告書「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」及び「現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由」に記載しております。

補充原則4-11-2

取締役の他の会社の役員兼務の状況は、毎年定時株主総会における「株主総会招集ご通知・事業報告」に記載してまいります。

補充原則4-11-3

当社は取締役会の客観性と透明性を高め、より充実したものとするために、毎年実効性の評価を行い、結果を取締役会にて共有し、継続的に改善を図ってまいります。

当社の完全子会社である両社における取り組みは以下の通りです。

〔NOK〕

NOKは、取締役会の客観性と透明性を高め、より充実した実効性のあるものとするために、社外を含む全ての取締役に対して取締役会に関する自己評価アンケートを毎年5月に実施し、回答の集計結果について取締役会にて共有しております。2026年5月に実施した自己評価アンケートでは、すべての項目で肯定的な意見が過半数を占めており、取締役会全体としての実効性は確保できていると分析・評価致しました。

なお、評価の項目は以下のとおりしております。

〔評価の項目〕

1. 取締役会の構成に関する質問（人数、多様性）
2. 取締役会の運営に関する質問（開催頻度、資料関連、事前検討時間、審議時間、社外役員の発言のしやすさ）
3. 取締役会の議題に関する質問（議題の適切性、利益相反管理）
4. 取締役会を支える体制に関する質問（情報提供機会の確保、情報入手機会、トレーニング機会の提供）

2026年度は実効性評価の結果もふまえ、さらに実効性ある運営体制の構築に努めてまいります。

〔イーグル工業〕

取締役会の実効性については、前事業年度の開催実績を取締役会にて報告し、取締役会の活動状況について協議を行っております。2025年度の取締役会に関しては、法令、定款、取締役会規則に基づいた附議事項の決議および報告の実施と各附議事項について、社外取締役・監査役の意見交換・助言も踏まえて適切に行われている旨を取締役会において協議しており、実効性は確保できていると評価しております。

なお、2025年度の取締役会の活動状況についてはCorporate Report 2026にも記載しております。

〔原則4-14. 取締役のトレーニング〕

補充原則4-14-2

当社は、取締役がその役割・責務を果たすために必要な知識の習得・適切な更新等の研鑽に努めるための機会を継続的に提供することを方針としており、必要に応じて研修等を行ってまいります。また、社外取締役に対しては当社事業についての理解を深めるために、グループの拠点視察等の機会を設ける予定です。

〔原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針〕

(1) 体制

「Ⅴ. 2. その他のコーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 適時開示体制の概要」に記載しておりますので、ご参照ください。

(2) 仕組み

「Ⅲ. 2. IRに関する活動状況」に記載しておりますので、ご参照ください。

なお、対話において把握した株主（投資家）のご意見は、IR部門より定期的に取締役、経営陣、社内関係部署にフィードバックすることを通じて、株式市場との双方向コミュニケーションの強化を推進しております。

また、上記(1)に基づく適時開示体制を遵守し、インサイダー情報を一部の株主（投資家）に開示することはいたしません。具体的には、四半期毎の決算日翌日から決算発表までは、決算情報に関する新たなコメントを控える期間として定めております。

〔株主との対話の実施状況等〕

株式市場との対話を担うIR部門が関連する専門部の支援の下、株式市場参加者との個別対話（IR、SR）を行っております。実施状況につきましては、NOKのコーポレート・ガバナンスに関する報告書「Ⅲ. 2. IRに関する活動状況」に記載し、開示しております。

〔資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応〕

記載内容 	取組みの開示（初回）
英文開示の有無 	有り

該当項目に関する説明

資本収益性の向上を通じた企業価値向上のための取り組みにあたっては、事業成長および収益性改善のための各種施策の実行に加え、適切なキャピタルアロケーションによる将来成長への投資と資本効率の向上が重要です。また、こうした取り組みの推進について適時的確に情報開示す

ることを通じて、適切な成長期待を醸成していくことが重要であると考えています。こうした戦略および取り組みの成果を決算説明会資料や統合報告書を通じて開示します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	30%以上
---------------------------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
フロイデンベルグ・エス・エー	47,257,500	25.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	16,081,400	8.53
第一生命保険株式会社	10,758,000	5.70
正和地所株式会社	8,773,000	4.65
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	8,146,200	4.32
株式会社三井住友銀行	3,974,283	2.11
NOK持株会	3,880,688	2.06
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,157,134	1.67
株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	3,000,000	1.59
JPモルガン証券株式会社	2,301,939	1.22

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当社の完全子会社である、NOKおよびイーグル工業両社の2026年3月31日時点の株主名簿に基づき算定しております。
なお、2026年10月1日にNOKから割当交付され、同日付の取締役会にて消却を決議した14,812,559株は算定から除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 プライム
決算期 更新	3 月
業種 更新	輸送用機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	14 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤岡 誠	他の会社の出身者											
島田 直樹	他の会社の出身者											
今田 素子	他の会社の出身者											
梶谷 篤	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤岡 誠	○	○	---	産業政策および外交における豊かな経験と高い識見ならびにそれらに基づいた企業経営の実績を有しており、客観的で広範かつ高度な視野から当社の経営全般に対して助言をいただくためであります。また、当社との間に、意思決定に対して影響を与える利害関係は無く、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

島田 直樹	○	○	----	企業の経営者、コンサルタントとして会社経営に関する豊富な経験を有しており、その知見に基づいた幅広い視点から、新規事業の創出も含めた当社の事業展開やグループ戦略に対して助言をいただくためであります。また、当社との間に意思決定に対して影響を与える利害関係は無く、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
今田 素子	○	○	----	日本国内だけでなくグローバルでの企業経営経験を有し、その経歴やメディア業界で培われたトレンドに対する鋭い視点から、当社の経営や戦略的な対外施策に対する助言をいただくためであります。また、当社との間に意思決定に対して影響を与える利害関係は無く、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
梶谷 篤	○	○	----	弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と幅広い識見を有し、法律の専門家としての知見をもとに、当社のガバナンスや経営全般に対する法的側面からの助言をいただくためであります。また、当社との間に意思決定に対して影響を与える利害関係は無く、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり
--	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置しております。当該使用人については、その職務権限・人選等を監査等委員会と協議のうえ決定し、また、監査等委員会の補助作業中はその指揮命令に従い、業務執行取締役の指揮命令は受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社監査等委員会は、監査部門と連携し、組織的監査を行ってまいります。
また、監査部門が内部統制規程に基づき、当社および子会社の業務の適正を確保する体制を定期的に監査し、その結果を監査等委員会に報告を行う予定です。
さらに、監査等委員会は会計監査人および監査部門と定期的な意見交換を実施する予定です。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性 更新

委員会の名称	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
--------	---------	----------	-----------	-----------	-----------	---------	----------

指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	1	4	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社は、指名・報酬に関する客観性・透明性の向上をはじめとした経営上の重要な課題に対応するため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置し、指名・報酬等の特に重要な事項について定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行ってまいります。指名・報酬諮問委員会は、委員長及び構成員の過半数を独立社外取締役とする会議体であり、代表取締役 鶴正雄、社外取締役4名（藤岡誠、島田直樹、今田素子、梶谷篤）を構成員とする予定です。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、会社法で定める社外要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従い社外取締役を選定しており、独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員として届出ております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の業績連動型報酬制度については、本報告書「II. 1. 取締役報酬関係」に記載しておりますので、ご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書において、役員区分ごとの総額を開示する予定です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定めた上で、具体的な報酬等の額については取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定するものとする予定です。

なお、当社設立の日から2027年3月31日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の総額は、定款において、監査等委員でない取締役に対する金銭報酬等については年額460百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とし、監査等委員である取締役に対する報酬等については年額100百万円以内とする旨を定めており、2026年6月25日に開催されたNOKの定時株主総会および2026年6月24日に開催されたイーグル工業の定時株主総会にて、それぞれ承認可決されております。

また、上記取締役の報酬等の総額とは別枠で、取締役等を対象とした株式報酬制度に基づき、取締役に当社の株式報酬を支給いたします。その詳細についてはNOKおよびイーグル工業の「株主総会招集ご通知 株主総会参考書類 第1号議案 株式移転計画承認の件」に記載されている「株式移転 計画の内容 別紙 NOK Group 株式会社定款 附則第2条（取締役の当初の報酬等）第2項」をご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役へは、取締役会事務局を担当しているCorporate Affairsがサポートを行います。また、当社では、監査等委員を補助するスタッフを設置しており、法令の調査等、監査等委員の監査業務を補助します。取締役会の開催に際しては、議案に関する資料の送付と説明を事前に行うとともに、当社事業への理解促進のため、議案とは別に個別事業や各種施策の報告を実施します。また、取締役会以外の社内イベント等において、国内外の当社社員との人財交流を実施します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、取締役および取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性・公平性の向上を図るために、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会において議決権を持つ監査等委員である取締役による監査・監督の体制を構築しております。

また、当社は、役員の指名・報酬に関する客観性・透明性の向上をはじめとした経営上の重要な課題に対応するため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、委員長及び構成員の過半数を独立社外取締役とする会議体であり、役員の指名・報酬等の特に重要な事項について定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行います。

さらに、監査部門が、内部統制規程に基づき、当社及び子会社の業務の適正を確保する体制を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告します。

取締役の報酬に関する方針は、本報告書「II. 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。取締役の指名に関しては、以下のとおり能力、識見、人格等を総合的に判断して候補者に指名することを基本として、取締役会にて決定いたします。

業務を執行する取締役については、当社グループの業務に精通した取締役が経営の重要事項の決定に関与することが重要であるとの考えに基づき、個々の経歴もふまえ候補者に指名いたします。業務を執行しない取締役については、専門的な知見や豊かな経験、高い識見に基づく客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言および監視・監督いただけることを基本として、個々の経歴もふまえ候補者に指名いたします。また、社外取締役については上記の考え方に加え、会社法で定める社外要件、および東京証券取引所が定める独立性基準に従い、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として候補者に指名いたします。

取締役の解任に関しては、上記指名方針に反する業務執行や不正行為が認められる場合には解任する方針とします。なお、当社は社外取締役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

会計監査人は、監査法人日本橋事務所を選任しております。なお、会計監査人と、監査部門、監査等委員会は随時情報の交換を行うことで相互連携を実施する予定です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役および取締役会の監督機能を強化し、経営の透明性・公平性の向上を図るために、監査等委員会設置会社を選択しております。また、取締役会において議決権を持つ監査等委員である取締役による監査・監督の体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送

定時株主総会招集通知の法定期日前に発送することを予定しております。

集中日を回避した株主総会の設定	3月期決算会社の株主総会集中日を避けて設定することを予定しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使導入を予定しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームへの参加を予定しております。
招集通知(要約)の英文での提供	定時株主総会の招集通知の英訳版を作成し、ホームページ上へ公開する予定です。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎の決算発表時に説明会の開催を予定しております。 また個別取材にも対応させていただく予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のカンファレンス等に参加予定です。	なし
IR資料のホームページ掲載	下記掲載内容について、弊社ホームページに掲載する予定です。 ＜掲載内容＞ 決算短信、決算補足情報、決算説明会資料、決算説明会の動画配信及びスクリプト、財務ハイライト、有価証券報告書、事業報告書、IRカレンダー、株式情報、会社情報、統合報告書	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部門として、Investor Relationsが担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	NOKグループ企業行動憲章を策定しております。また、サステナビリティ基本方針、環境保全基本方針を作成予定です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	以下、当社の完全子会社である両社の取り組みについて記載しますが、今後当社グループの取り組みについて開示してまいります。 [NOK] グローバルに事業を展開しており、持続可能な社会の実現に向けて人権や労働、環境問題に取り組む企業であることを世界、ステークホルダーに表明するべく、2021年4月に国連グローバル・コンパクトに署名いたしました。企業として、地球環境や社会の課題に真摯に向き合い、自社の有する価値を活用して、サステナブルな社会の実現を目指しております。そして、ステークホルダーとのコミュニケーションの向上を図る手段として、統合報告書、ESGデータブックの作成及び開示を進めてまいります。 また、環境経営を推進するべく、2030年に向けた長期ビジョンである『NOK Twin Green Plan 2030』を掲げ、環境保全活動に力を入れて取り組んでおります。特に、生物多様性の保全では、地域でのボランティア、植林活動に取り組んでおります。ISO14001認証取得しております。 [イーグル工業] サステナビリティ委員会を設置し、企業のサステナビリティ活動方針を決定し、各重要課題の決定とその活動状況の評価を行い、当該活動状況は取締役会に報告を行っています。また、安全衛生・環境中央会議を定期的に開催し安全衛生活動・環境保全等の推進状況を確認しています。

その他

以下、当社の完全子会社である両社の取り組みについて記載しますが、今後当社グループの取り組みについて開示してまいります。

〔NOK〕

展示会への出展や地域ボランティア、業界団体（社団法人日本自動車部品工業会）イベントへの参加等を通して社会とのコミュニケーションを図っております。

〔イーグル工業〕

Corporate Reportを発行し経営情報の一元的（財務・非財務情報）な情報提供を実施しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令、定款および社内規則等に基づき、株主総会議事録および取締役会議事録等各種議事録ならびに稟議書等決裁書類を各主管部門にて保存・管理し、取締役は、これらの文書等を閲覧できる体制を確保するものとする。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会がリスクの把握・分析ならびに組織横断的なリスク管理体制を推進し、取締役にその実施状況を定期的に報告するとともに、必要により体制を見直すものとする。

3. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会規則に基づき取締役会を開催し、取締役の担当職務の決定、事業戦略・経営方針等の重要事項を決定するとともに、各業務部門の業務執行の責任者として執行役員を選任する。取締役会は必要に応じて、重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役へ委任するとともに、その執行については執行役員へ権限を委譲することにより、迅速な業務遂行と目標達成にあたらせ、これを監督する。さらに、任務権限規程により、職務権限および意思決定ルールを明確にし、かつ定期的に開催するGroup Quarterly Reviewを通じて、事業計画・経営施策・業務実施計画の推進状況を確認することで、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保するものとする。

取締役の職務の執行に対しては、監査等委員会が監査部門と適宜連携のうえ監査を行うことで、効率性を確保するものとする。

4. 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

NOKグループ企業行動憲章に基づき、事業活動においてコンプライアンスを重視することを明確にするとともに、コンプライアンス規程・従業員コンプライアンス行動指針に基づき、従業員教育の実施等により、法令、定款及び社内規則等に適合する体制を確立し、推進するものとする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

内部統制規程に基づき、次のとおり子会社に対する体制を整備し、企業集団の業務の適正を確保するものとする。

また、内部監査基本規程に基づき、当社および子会社の財務報告の信頼性の確保のための確認を取締役の指示に基づき実施するものとする。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

内部統制規程に基づき、子会社の経営状況を確認するとともに、子会社に必要な指示と支援を行い、その推進状況を確認するものとする。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制規程に基づき、子会社にリスク管理体制を整備させるとともに、その実施状況を定期的に報告させ、必要により体制を見直すよう指示するものとする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の経営者・管理職が参加するGroup Quarterly Reviewを四半期毎に開催し、情報の共有、経営の透明性を図るものとする。当会議においてグループ経営施策・事業計画の推進状況の報告・討議を行い、企業集団全体の経営の効率性の確保を図るものとする。

(4) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部統制規程に基づき、子会社にNOKグループ企業行動憲章・コンプライアンス規程・従業員コンプライアンス行動指針を周知・浸透させ、事業活動においてコンプライアンスを重視することを明確にさせるとともに、法令、定款および社内規則等に適合する体制を確立、推進させ、その推進状況を確認するものとする。

6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、その職務権限・人選等を監査等委員会と協議の上、法令等に精通し、その補助ができる人材を置くものとする。

7. 前項の使用人の当社の監査等委員でない取締役からの独立性及び当該使用人に対する当社の監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の補助業務中はその指揮命令に従い、監査等委員会をはじめ関連する主要な会議に出席し、監査等委員会からの指示を実行するものとする。当該使用人を変更する場合は監査等委員会と協議するものとする。

8. 当社及び子会社の監査等委員でない取締役・使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

内部監査部門が、内部統制規程に基づき、当社および子会社の業務の適正を確保する体制を定期的に監査し、その結果を監査等委員会に報告するものとする。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前号の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社に周知徹底するものとする。

10. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会規則に基づき監査等委員会で策定された監査方針、監査計画に則り、監査等委員が職務を執行できるよう、その費用を確保するものとする。

11. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員でない取締役の職務執行を監督するため、監査等委員会規則に基づき監査等委員会で策定された監査方針、監査計画に則り、監査等委員が、取締役会他重要な会議への出席ならびに業務および財務の状況調査を行える体制を確保するものとする。

また、内部監査部門および会計監査人と監査等委員会は、定期的な意見交換を実施するものとする。

更には、代表取締役と監査等委員は定期的な意見交換等を実施するものとする。

「NOKグループ企業行動憲章」

NOKグループは、公正かつ自由な競争のもと、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担う存在であることをめざします。その実現のために、以下の11原則に基づき、国の内外において、人権を尊重し、関係法令・国際ルールおよびその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていきます。

「企業行動原則」

1. 社会的に有用な商品の提供

私たちは、新しい価値の創造を通じて社会に有用で安全な商品を開発・提供し、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図るとともに、消費者・顧客に対して、商品に関する適切な情報提供、誠実な対話を行い、満足と信頼を獲得します。

2. 公正・適正な取引

私たちは、商品の販売、材料等の購入においては、公正で透明かつ自由な競争ならびに適正な取引、責任ある調達を行います。また、政治・行政との健全かつ正常な関係を保ちます。

3. 適正な情報の開示と管理

私たちは、正確な企業情報を、適時・適切に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図ります。また、個人情報・顧客情報ははじめとする各種情報ならびに知的財産権の保護・管理を徹底します。

4. 危機管理の徹底と反社会的勢力との関係遮断

私たちは、市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動やテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底します。特に反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした姿勢で対処し、関係遮断を徹底します。

5. 環境保全の取り組み

私たちは、環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動します。

6. 社会貢献活動の実践

私たちは、「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。

7. 国際社会との調和

私たちは、国際的に事業活動を行う企業として、事業展開する国・地域の法律の遵守、人権を含む各種の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行い、各国・地域の経済社会発展に貢献します。

8. 人権の尊重

私たちは、すべての人々の人権を尊重する経営を行います。

9. 安全で働きやすい職場環境の確保

私たちは、社員の能力を高め、多様性・人格・個性を尊重する働き方を実現し、公私のけじめをつけ、公正な職場秩序の維持を図り、清潔で健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を実現します。

10. 役員の責任

役員は、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識して経営にあたり、実効ある内部統制システムを構築して、NOKグループ全体に周知徹底を図るとともに、取引先にも本憲章に基づく行動を働きかけます。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図ります。

11. 問題発生時の対応

本憲章に反し社会からの信頼を失うような事態が発生したときには、役員が率先して問題解決、原因究明、再発防止等に努め、その責任を果たします。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で自らを含めて厳正な処分を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、「企業行動原則 4. 危機管理の徹底と反社会的勢力との関係遮断」の遵守のため、「従業員コンプライアンス行動指針」に以下のとおり定め、従業員に対して周知徹底を図っております。

- (1) 市民生活や企業活動に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的な活動や勢力とは一切関係を持つてはいけません。
- (2) 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭などによる安易な妥協をしてはいけません。
- (3) 反社会的勢力とは、合法的であったとしても、一切の取引を行ってはいけません。また、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに取引を打ち切らなければなりません。
- (4) 反社会的勢力の影響力を利用してはいけません。

V その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

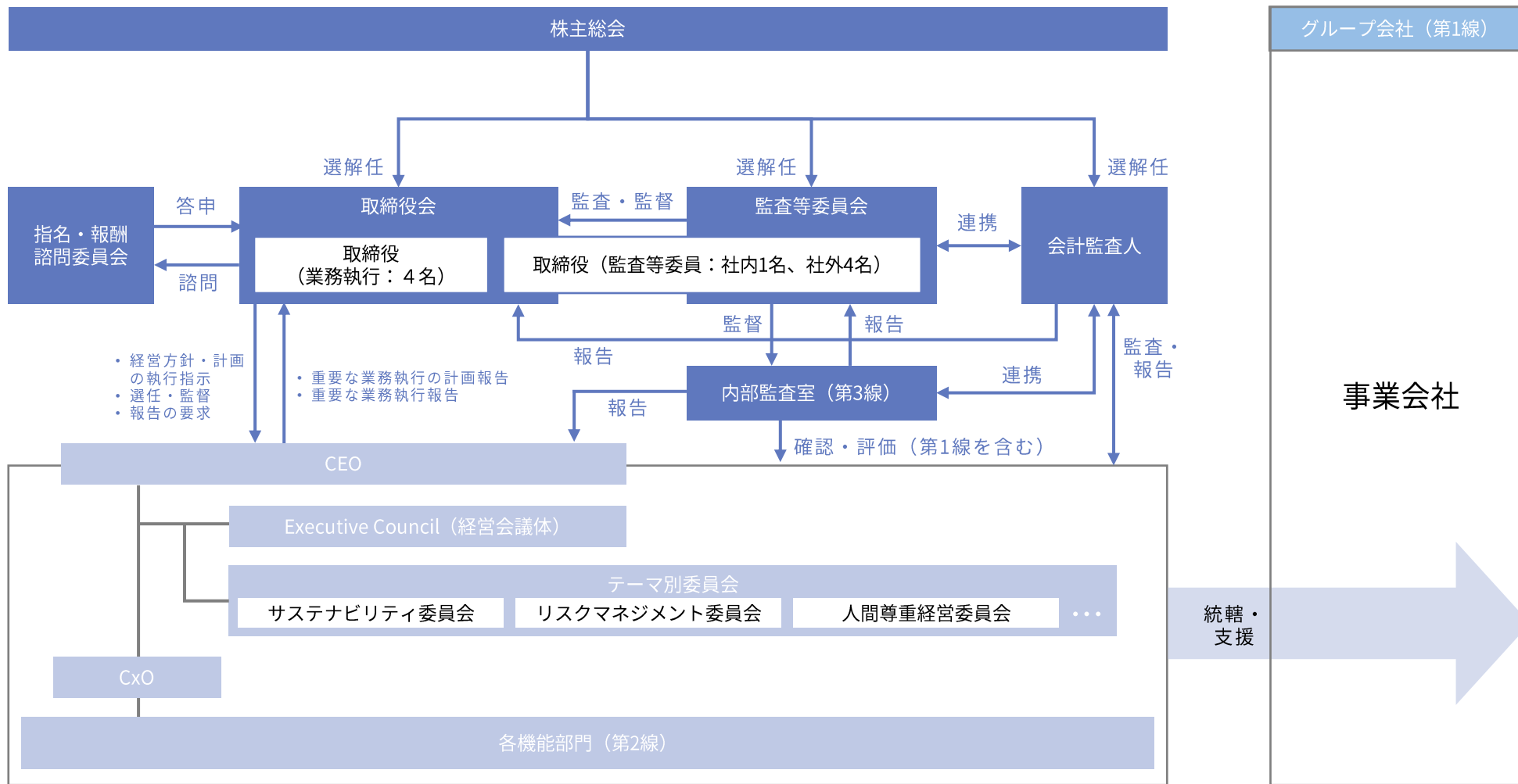
――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適示開示体制の概要

当社は、重要情報の適時開示あたっては、金融商品取引法等の法令および上場証券取引所の規則を遵守いたします。決算情報や事業運営における決定事実・発生事実などの重要情報は、グループ企業内の各専門部に集約されたのち、適時開示を担うIR部門に共有される体制となっています。IR部門では法令・諸規則に則り、開示要否の判断をします。専門部の確認を経て内容の正確性が確認された開示情報は、取締役会又は代表取締役報告され、その決定のもとIR部門によって東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)を通じて公表されるとともに、当社ウェブサイトに掲載いたします。

コーポレートガバナンス体制図



※本体制図には当社内の代表的な委員会を記載しています